

原議保存期間10年
(平成33年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

警察庁丁規発第2号
平成23年1月21日
警察庁交通局交通規制課長

「公共交通利用促進事業」に係る特例措置の全国的な実施について
標記の構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づく特例措置については、「公共交通利用促進事業」に係る特例措置について(平成16年12月28日付け警察庁丁規発第78号。以下「特区通達」という。)により実施されてきたところであるが、今般、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について(平成23年1月21日閣議決定)が決定され、変更後の「構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)により、本特例措置は全国的に実施することとされた。

そこで、地方公共団体から公共交通機関等(路線バス、タクシー、軌道その他協議会が交通渋滞の緩和、環境負担の低減、高齢者、身体障害者等の移動の利便性及び安全性の確保等の観点からその利用を促進する必要があると認める交通機関をいう。以下同じ。)の利用促進を図るため必要があるとして協議会の設置等への協力を求められた場合であって、交通規制を見直す必要があるときは、下記のとおり取り扱うこととし、地域の実情に応じた公共交通機関等の利用促進に資する交通規制が適切に行われるよう所要の措置を講じられたい。

なお、本通達をもって特区通達は廃止する。

記

1 協議会の設置

協力を求めた地方公共団体(以下「関係地方公共団体」という。)と連携し、関係当事者の広範な参画を得つつ、次の要領により協議会を設置すること。

なお、別に当該地域における公共交通機関等の利用促進に関する類似の関

係当事者間の連絡調整の枠組みが設けられている場合において、この通達の趣旨に合致した施策及び事業を円滑に推進することができるものと認められるときは、関係地方公共団体と協議の上、新しい協議会を設置することに代えて当該枠組みを活用することとして差し支えない。

(1) 協議会の標準的な構成は、次のとおりとする。

ア 都道府県警察の職員

イ 関係地方公共団体の職員

ウ 道路の管理者その他関係行政機関の職員

エ 対象地域の住民やバス・タクシー・軌道事業者等の代表

オ 対象地域を通行する一般の道路利用者の代表

カ 交通工学等に関する学識経験者

キ その他公共交通機関等の利用を促進するため参画を得る必要のある者

(2) 協議会においては、公共交通機関等の利用を促進するために必要な施策及び事業の推進方針等を検討する。

(3) 協議会の庶務は、都道府県警察及び関係地方公共団体において共同で処理する。

2 公共交通機関等の利用促進のための計画の策定

協議会において、次の要領により公共交通機関等の利用促進のための計画（以下「計画」という。）を策定すること。

なお、計画の策定に当たっては、警察による交通規制の推進方針を発議するほか、協議会の構成員が計画を検討するために必要な情報提供、助言、他の行政機関等による施策又は事業に関する意見陳述等を積極的に行うこと。

(1) 計画中には、次の事項を定める。

ア 計画の目的及び公共交通機関等の利用促進に関する基本的考え方

イ 推進体制並びに施策及び事業の推進スケジュール

ウ 公共交通機関等の利用促進に資する交通規制の推進方針

エ 警察による交通規制と一体となつて行われる他の行政機関等による道路交通環境整備の推進方針

オ 上記のほか、他の行政機関等により行われる公共交通機関等の利用促進のための施策及び事業の推進方針で協議会が必要と認めるもの

カ その他必要な事項

- (2) 計画の策定に当たっては、地域住民、バス・タクシー・軌道事業者等、道路利用者等の代表の意見を尊重するとともに、アンケート、パブリックコメントその他の方法を用いて、可能な限り広範な者から意見を聴取する。
- (3) 計画の策定のための協議の過程は、原則として公開する。

3 計画に基づく交通規制の実施

協議会で策定した計画に基づき、例えば、路線バスを優先する車両通行帯の設置、公共車両優先システム（PTPS）による路線バスを優先する信号制御の導入等の公共交通機関等の利用促進に資する所要の交通規制を行うこと。

4 交通規制の見直し

事後に交通規制の効果測定や地域住民、バス・タクシー・軌道事業者等、道路利用者等からの意見聴取等を行い、必要と認められる場合にはそれらの結果を基にして協議会において検討を加え、適宜適切な交通規制の見直しを行うこと。